

一般社団法人日本物理療法学会 定款

一般社団法人日本物理療法学会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本物理療法学会と称し、英文では（Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy（略称：JSEAPT）と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、物理療法に関する教育、研究、専門知識の増進普及を図り、物理療法学の発展・充実に資するために、次の事業を行う。

- 1 学術大会及びセミナーの開催
- 2 各種研修会の開催
- 3 学術出版物その他の刊行物の発行
- 4 物理療法に関する学術研究活動の促進及び研究支援
- 5 行政機関等に対する各種提言の検討及び実施
- 6 国際的な研究交流の促進
- 7 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会員及び代議員

(会員の種類)

第 5 条 当法人の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人で、物理療法の知識、経験を有する者
- (2) 学生会員 物理療法に関連する学問を学ぶ学生、大学院生で、当法人の目的に賛同して入会した個人(学生証による身分確認が必要)
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に多大な貢献をした個人で総会の承認を得た者

(入会)

第 6 条 新たに正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会

申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員、学生会員又は賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名及び会員資格停止等)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員の場合には代議員総会の決議により、正会員以外の場合には理事会の決議により、当該会員を除名、会員の資格停止、訓告処分にすることができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名、資格停止、訓告処分等をすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(代議員)

第13条 当法人に、10名以上20名以内の代議員を置く。

2 前項の代議員をもって一般法人法上の社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、1名以上の理事もしくは代議員の推薦があれば、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、代議員の任期が満了するまでに実施することとし、代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会終結の時までとする。次期選挙による再任は妨げない。

第3章 代議員総会

(構成)

第14条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

3 代議員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 代議員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 当法人の定時代議員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時代議員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 代議員総会は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 代議員総会を招集する時は、会議の目的たる事項及び内容、日時並びに場所を記載した書面により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 代議員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議の方法)

第19条 代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 合併契約の承認
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 代議員は、あらかじめ通知された代議員総会の議案について、事前に書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができる。

2 前項のほか、代議員は書面をもって代議員総会における議決権の行使を他の出席代議員に委任することができる。

3 前2項の場合における第19条の規定の適用については、当該代議員は出席したものとみなす。

(代議員総会議事録)

第21条 代議員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代議員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

2 議長及び出席した理事のうちから代議員総会で選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。
- 3 理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 副理事長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(理事の制限)

第23条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、当法人の正会員の中から代議員総会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任す

る場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第29条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、代議員総会において、その取引について重要な事実を開示し、代議員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、代議員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) その他、理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集し、会日の2週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事が議長となる。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事全員）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の募集)

第39条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第40条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、代表理事が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第42条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時代議員総会における決議を経た後、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第43条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項の事業計画及び収支予算を定時代議員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を若干名置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 補則

(細則)

第 5 0 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 附則

(最初の事業年度)

第 5 1 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 9 年 8 月 3 1 日までとする。

(設立時代議員)

第 5 2 条 当法人の設立時の代議員は、次のとおりとし、法人の成立と同時に選任されたものとする。

この最初の代議員については、第 1 3 条第 3 項の規定を適用しない。

設立時代議員	日高 正巳
設立時代議員	杉元 雅晴
設立時代議員	川村 博文
設立時代議員	藤原 孝之
設立時代議員	日下 隆一
設立時代議員	庄本 康治
設立時代議員	岡崎 大資
設立時代議員	木村 貞治
設立時代議員	高木 峰子
設立時代議員	烏野 大
設立時代議員	生野 公貴
設立時代議員	山口 智史
設立時代議員	前重 伯壮
設立時代議員	青木 仁
設立時代議員	中馬 篤
設立時代議員	坂口 顕
設立時代議員	吉川 義之

(設立時役員等)

第 5 3 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	日高 正巳
-------	-------

設立時監事 岡部 孝生

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第54条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 日高 正巳

設立時社員 吉川 義之

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。